

# 総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

## 【連絡・調整体制の構築】

- 本年4月の関係閣僚会議（第8回）において「特定利用空港・港湾」となった**3空港及び5港湾**（注）について、4月以降順次、インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で意見交換を行い、連絡・調整体制を構築した。

（注） 空港：大分空港、南紀白浜空港、函館空港  
港湾：平良港、境港、金沢港、函館港、白老港

- 引き続き、関係者間で緊密に連携し、「特定利用空港・港湾」の円滑な利用に取り組む。

## 【特定利用空港・港湾の追加等】

- 今般、新たに**3空港及び1港湾**（次ページ）について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」として、確認事項（別添1）を確認するに至ったことから、これらの空港・港湾を「特定利用空港・港湾」に追加する。
- このため、「運用・整備方針」を別添2のとおり**一部改正**し、別添3のとおりとする。
- 引き続き、自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、インフラ管理者等との調整を進め、**本取組の更なる充実化を図る**。

# 特定利用空港・港湾

特定利用空港：14空港

特定利用港湾：26港湾

(令和7年8月29日時点)

